**NPO法人日本障害者協議会(JD)・ 障害者政策に関する公開質問状**

※政党の並び順は公示前の議席数順です。

1. **優生保護法最高裁判決を踏まえた対応について**

優生保護法下で行われた強制不妊手術などを憲法違反として39人の障害者が訴えていた優生保護法裁判について、2024年７月３日に最高裁大法廷において、優生保護法は立法時から違憲であり、国会の責任は重いと断じました。９月30日に原告団・弁護団・優生連※1と国との間で「基本合意」が締結され、10月８日には「補償法※2」が成立し、被害者への謝罪と補償が実現されつつあります。

※１ 優生連：優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会

※２ 補償法：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律

このような経緯を踏まえ、今後の国としての対応や人権施策のあり方について貴党の考えをお教えください。重要と思われる次の３点について、貴党の考え方に最も近い選択肢を、a･b･cから１つ選んでください。（この設問は他とは回答方式が異なります。）

① 国内人権機関（いわゆるパリ原則に則って）の創設について

a 早急に検討に入るべき　　　　　b 当面は必要ない

c その他 （　 　　　　　　　　　　　　　　）

② 優生思想に基づく差別や偏見を根絶するための基本法の制定について

a 早急に検討に入るべき　　　　　b 当面は必要ない

c その他 （　　 　　　　　　　　　　　　　）

③ 優生政策に関する資料（当事者の生の声や手記などを含む）を保存するための「資料センター」の創設について

a 早急に検討に入るべき　　　　 b 当面は必要ない

c その他 (　 　　　　　　　　　　　 　　　 ）

●その他、お気づきのことがあれば自由に記述してください。

◆自由民主党

①　c　その他

国際的な要請や平成13年の人権擁護推進審議会の答申を受け、新たな人権救済機関の設置等を目的として、平成14年と平成24年に政府がそれぞれ法案を提出しましたが、いずれも衆議院の解散によって廃案となりました。 国内人権機関の設置を含めた人権救済制度の在り方については、これまでの議論の状況も踏まえ、 政府において不断に検討すべきと考えます 。近年、いわゆる障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法などの個別法を制定してきており、差別のない社会の実現のため、まずはこれらの個別法に基づき、きめ細かな人権救済を推進していきます。

②　c　その他

昨年12月に政府で取りまとめた「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」において、「記憶を風化させないようにするための方策、人権侵害に迅速に対応する実効性のある体制の構築など、引き続き検討する。その際、今後予定されている国会による旧優生保護法に係る調査・検証の内容・結果も踏まえるとともに、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け、法制度の在り方を含め、教育・啓発等の諸施策を検討し、実施するものとする」とされており、旧優生保護法補償金等支給法第33 条に基づく調査及び検証の結果を踏まえ、検討していく必要があると考えています。

③　c　その他　②と同じ

◆立憲民主党

①　a

②　c　その他　強制不妊手術・人工妊娠中絶等が進められた背景・原因を検証するとともに、優生思想の問題点や社会の多様性の重要性について、啓発を進めます。

③　c　その他　②と同じ

◆公明党

①　a

②　c　その他　優生思想に基づく偏見と差別を含め、疾病や障害のある方々に対するあらゆる偏見と差別を根絶し個人の尊厳が尊重される共生社会の実現に向け、法制度の在り方を含め、更なる施策を検討する必要があると考えています。

③　c　その他　二度と同じ過ちを繰り返さないよう、徹底的な調査・検証を実施するとともに、資料センターの創設も含め、優生手術等に係る歴史的事実やその背景を後世に伝承し、記憶の風化を防ぐための取り組みを推進する必要があると考えます。

◆日本維新の会

①から③全てa

優生保護法が国会で全会一致の議員立法として成立してしまい、その後、廃止されるまで長期の年月がかかってしまった事実を踏まえ、国会の責任として、被害者への贖罪と、二度と繰り返さないという宣誓を明らかにすべきと思います。

◆国民民主党

①から③全てcその他

旧優生保護法に基づき、多くの方々が、誤った目的の下、特定の疾病や障害を有することを理由に、生殖を不能にする手術、人工妊娠中絶を受けることを強いられて、子を産み育てるか否かについて自ら意思決定をする機会を奪われ、長年にわたり耐え難い苦難と苦痛を受けてまいりました。

最高裁判所の大法廷判決において、旧優生保護法の規定は日本国憲法に違反するものであり、当該規定に係る国会議員の立法行為は違法であると判断され、国の損害賠償責任が認められました。このような事態を二度と繰り返すことのないように、あらゆる偏見と差別を根絶し、疾病や障害によって分け隔てられることなく尊厳が尊重される共生社会を実現すべく、全力を尽くします。

◆日本共産党

①から③全てa

補償法が施行され、受付開始後の今年１月から5月までの認定者は582名にとどまっています。子どもを持ってはいけないと差別を受け、長く沈黙を強いられた被害者すべての方たちに一刻も早く補償金を支給できるよう求めます。「戦後最大の人権侵害」だと最高裁が断じた優生保護法の歴史や被害について教育で子どもたちに伝えることが必要です。優生保護法の徹底的な調査および検証を人権機関の設置も含めて、被害者をはじめ、訴訟にかかわった人たちの参加のもとに話し合いをすすめるべきです。また、資料センターの開設について、優生思想を後世に問いかけ続ける上で大切な場にしていくために、共産党も大いに賛同し協力していきたいと思います。

◆れいわ新選組

①から③全てa

優生思想に基づく障害者差別・偏見の根絶にむけた立法措置および施策の推進に関して、岸田元首相が設置した「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」の下、対策推進本部幹事会において「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が策定されました。ヒアリングにおいては「障害者に対する偏見や無知の解消のためにはインクルーシブ教育を推進すべき」。「障害の有無にかかわらず共に学び共に育つ経験を通じて偏見や差別を根本から解消可能」が出されていましたが、省庁との調整を経て出された計画では、「ユニバーサルデザイン2020行動計画で提唱された「心のバリアフリー」の取組の強化」にとどまっています。 障害者に対する偏見・差別のない共生社会の実現を本気で目指すのであれば、対策推進本部幹事会の構成員を省庁のみで占めるのではなく、被害当事者、障害当事者を入れるべきと考えます。

◆社会民主党

①から③全てa

社会民主党は、旧優生保護法に基づく強制不妊手術の被害者に対する補償と謝罪を強く求めます。 最高裁判決で旧優生保護法が違憲と判断されたことを受け、国が全面的な救済措置を講じるべきです。

被害者の実態調査を進め、すべての被害者が補償を受けられるように旧優生保護法の問題を教訓とし、障

がい者の権利を守るための法整備を進めるべきであると提言しています。優生思想に基づく差別を防ぐため

の啓発活動や教育の強化を進め、優生思想の根絶と再発防止策の強化を求めていきます。

**２．防災ならびに災害対策について**

2011年の東日本大震災では、障害のある人の死亡率は障害のない人の２倍だった、との報告もあります。2024年元日の能登半島地震、さらに９月の豪雨と、石川県の被害は甚大であり、被災された方々の復興は未だに見通しが立たず、障害のある人や高齢者の生活はさらに厳しい状況にあります。昨今の気候変動の影響も大きく、大災害がいつ、どこで起きるかの予測は困難であり、障害がある人にとっての安心・安全のための施策にも再検討が求められています。生命に直結する防災ならびに災害対策について、貴党の考えをお教えください。以下の選択肢から優先すべきと考える２つまでに、○をつけてお答えください（１つでもよい）。

1. 障害のある人にとっては避難所まで行くことにも困難があり、まずは一次避難所までのアクセシビリティを高める方策を進めるべきである。
2. 避難所の環境は障害のある人にとって利用しにくい現状であるが、地域特性に応じ、在宅避難も含めて配慮された福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。
3. 災害時に備えて、障害のある人が地域の人々と一緒に避難訓練を行い、防災の専門家を交えた検討に努めるべきである。

④「災害時個別支援計画」の策定に努め、具体的な避難や支援について地域の人々とともに検討すべきである。

●その他、お気づきのことなどあれば自由に記述してください。

◆自由民主党

②、③

令和７年通常国会において実施された災害救助法の改正（災害対策基本法等の一部を改正する法律）により、災害救助法の救助メニューに「福祉サービスの提供」を追加し、在宅避難等も含めて福祉的支援を強化することとしています。また、災害のある方々などをはじめとした要配慮者の避難について、地方公共団体と連携し「個別避難計画」の策定推進に取り組んでいます。

◆立憲民主党

②、④

立憲民主党は、誰も取り残されることのない「インクルーシブ」な災害対策を構築し、地域、世代、性別、職業、障がいの有無などにかかわらず、すべての層の代表が参加して、情報の収集・発信、避難計画の策定・実施、避難所の運営などを行う分権型の防災体制をつくるべきだと考えています。また、高齢者、障がい者など要支援者ごとの個別避難計画を早急に策定していきます。

◆公明党

②、④

ご提案の選択肢はすべて大事な方策だと考えます。その上で、在宅避難も含めた被災者への見守り・訪問、福祉サービスを標準化し、安心できる避難生活・生活再建に向けた切れ目のない支援を実現することが重要だと考えます。また、地域の皆様の協力も得ながら「個別避難計画」の策定を全国各地で着実に進めるとともに、計画策定が一部に留まっている自治体等に対して、策定の支援をきめ細かく行うべきだと考えます。

◆日本維新の会

②、③、④

災害時に障害者が安心して利用できる福祉避難所の整備を進めることを基本にしながら、在宅避難もふくめて、障害の特性や地域の実情なども考慮して、多様な避難方法を検討、計画化することが大事だと考えています。

◆国民民主党

①、②

ハード面の整備には時間がかかる面もあり、デジタル活用なども同時並行で進めるべきです。また、③、④も重要であり、平時に地域の人々とハザードマップを確認したり、具体的な避難や支援について、ともに考える機会を持つことも重要と考えます。

◆日本共産党

②、④

福祉避難所では車いす対応のバリアフリートイレの増設や、冷暖房対策などの施設整備を計画的にすすめていくことが必要であり、国が災害対策予算を大幅に増やして早急に対応すべきです。福祉避難所を拠点に在宅避難の人の元へ支援員が派遣できる体制づくりや、在宅が難しくなった場合、福祉避難所へ入所するなどが円滑にできることを求めます。特に在宅避難では、地域やコミュニティーの力が重要になってくることから、「災害時個別支援計画」を具体化する中で、障害者、その家族と地域の人がともに話し合って計画をすすめます。

さきの国会で、災害対策基本法等改正案が審議されました。この中で創設される「被災者援護協力団体」について、障害者が役員である団体を登録から排除するかのような規定を削除する一部修正案を共産党が提案しましたが、自民、公明、維新の反対多数で否決されました。同改正案は原案のまま全会一致で可決されました。政府は「障害当事者を排除する趣旨は全くない（坂井学防災担当相）」としましたが、障害者権利条約や障害者基本法に照らして極めて不当なものです。

災害対策基本法改正案の参考人質疑では、ピアサポート（当事者による支援）の重要性が強調され、「障害当事者が災害支援団体の役員として地元の障害者の状況を一番分かっている人たちと連携し、入っていく強みがある。（欠格条項が）新たに付け加わることは、世の中の流れからも本当におかしい」と強調する意見が出されました。次期法改正では、この欠格条項の削除を求めます。

◆れいわ新選組

③、④

昨年の能登半島地震では、輪島市・珠洲市・穴水町・能登町における高齢化率は5割、避難所には多くの要介護の高齢者がおられ、「避難所は右も左も福祉ニーズが必要な人ばかり。どこの避難所も福祉避難所化している」状況でした。つまり、高齢化が進む地域で大災害が起きれば、一般の避難所で様々な状態の被災者を受け入れるしかない。一般の避難所をバリアフリー化し、福祉・避難用具を備蓄するなど、誰も取り残さないインクルーシブ防災の整備をしていく必要性があります。そのためにも、一次避難所となる公立小中学校のバリアフリー化を進め、一般の避難所を誰もが利用できるユニバーサルな避難所として整備することが重要と考えます。

◆社会民主党

②、④

手話通訳や音声ガイドの導入、視覚障害者向けの点字・音声情報の提供を強化し、地域防災計画の策定に

障がい者や高齢者の意見を反映し、実効性のある支援策を構築する必要があります。また、自治体や福祉団体と連携し、災害時の支援ネットワークを強化していくことが求められます。

1. **障害のある人の投票について**

障害者権利条約や障害者差別解消法の視点に立ち、「障害がある人々の投票行為について合理的配慮を欠くことは差別である」との認識の下、当会はさまざまな活動を続けています。総務省や地方自治体でもマニュアル作成など、対策が検討されていますが、今回の参議院選挙を機にさらなる進展をめざしたいと考えます。すべての障害のある人が選挙権を行使するためにどのような支援が求められるか、貴党の考えをお教えください。以下の選択肢から優先すべきと考える２つまでに、○をつけてお答えください（１つでもよい）。

* 1. 自治体の選挙管理委員会は「合理的配慮」「不当な差別的取扱いの禁止」に関するマニュアルを作成し、地域事情や実態を把握して、その実施や改訂に努め、周知を徹底すべきである。
  2. 投票所までのアクセス、投票所内の移動、投票用紙、自筆による記入方法の改善など、障害特性を配慮した投票所のバリアフリー化に努めるべきである。
  3. 選挙公報については、点字版、拡大文字版、音声版、分かり易い版、アクセシブルな電子版の作成など、障害がある人に情報が確実に届くよう努めるべきである。
  4. 郵便投票の簡素化や巡回型の移動投票所など投票行為の可能性をはかるべきである。

●その他、お気づきのことなどあれば自由に記述してください。

◆自由民主党

②、④

障害者の方々の投票環境の整備は重要な課題と認識しています。投票所設備等のハード面や情報提供等のソフト面の両面での向上を図る地方公共団体の取組みについて、自民党としても、地方財政の充実・確保等を通じて積極的に後押ししています。

また、令和５年６月に衆議院の「政治倫理の確立及び公選法改正に関する特別委員会」が取りまとめた報告書において、郵便等投票の在り方などが議論を深めるべき論点として挙げられています。自民党は、障害者の方々をはじめとする有権者の投票環境の整備促進に向け、与野党の協議会などにおける公選法改正の議論を進めていきます。

◆立憲民主党

②、④

誰もが居場所と出番がある社会の実現を目指し、投票所や選挙運動のバリアフリー化、郵便投票の拡大等に取り組み、高齢者や障がい者の投票機会の拡大と政治参加を進めます。また、多くの人の利便性を向上させるインターネット投票を導入します。

立候補者が手話通訳者等を依頼し活用しやすくすることにつながるよう、手話通訳者及び要約筆記者に係る費用について公費負担の対象とすることを検討します。屋外でスクリーン等を認めるなど、聴覚障がい者に聞こえる者と同水準の情報提供を保障し、参政権を行使しやすくする環境整備に努力します。

◆公明党

②、④

公明党は、すべての有権者が平等に参政権を行使できるよう、成年後見制度を利用した障がい者の選挙権回復や、字幕・手話通訳付きの政見放送等の実現に尽力するなど、さまざまな障がいを持つ方に配慮した投票方法の導入に真剣に取り組んでまいりました。今後も、郵便投票の対象拡大について引き続き議論を進めていくとともに、投票所における利便性向上等、障がい者の方々が利用しやすくなるよう、さまざまな意見を取り入れて支援してまいります。

◆日本維新の会

①、②、③、④

障害のある人の参政権、投票権の保障については、不断の見直しと改善が必要だと考えています。各自治体の各選挙において、反省点を洗い出し、条件のあるところから改善していくことが望ましいと考えます。

◆国民民主党

②

障がい者や高齢者の権利行使としての投票機会確保のため、郵便投票の範囲拡大や投票所のバリアフリー化、点字・音声・手話等による情報提供や合理的配慮としてのチェックによる投票等についての制度改革に取り組みます。また、インターネット投票の導入により、すべての有権者がより投票しやすい環境づくりを進めます。

◆日本共産党

②、④

すべて選択したいところですが、あえてこの２つにしました。

今年の5月におこなわれた国会の質疑では、共産党の塩川鉄也議員がさきの総選挙で投票時間繰上投票所は全体の３９･２％で、投票所総数は９６年総選挙と比べ７７８５カ所減少しており、投票所まで遠くなると投票参加率が大きく低下していることをとりあげました。また、参議院の井上哲史議員は、立会人が投票箱と共に車で自宅や施設まで行く移動投票は増えているものの、国負担にもかかわらず衆院選ではまだ131自治体の実施にとどまっていることをとりあげています。郵便投票の対象者を抜本的に拡充することとあわせて、障害者や高齢者など誰もが投票しやすい環境にして参政権保障をすすめることが、民主主義を徹底することにつながります。

東京都議会議員選挙では、公営ポスター掲示板の余白に障害者の権利を保障することが書かれたり、各家庭に送られた投票券に投票支援カードが同封されて、合理的配慮を求めやすくする自治体が広がりました。共産党区議が議会でとりあげたり、参政権保障を求める会が選挙管理委員会に申し入れたりなどの成果があらわれました。今後とも日本共産党は障害者の参政権保障をすすめていきます。

◆れいわ新選組

①、②

③④も同様に重要でなかなか選ぶのは難しいです。

郵便投票では代筆投票が認められるようになりましたが、投票所での投票の際、ヘルパーの代筆が認められず、投票所の係員（公務員）でなければならないという公職選挙法の規定は明らかに不合理で、改正前の運用に戻すべきと考えます。

◆社会民主党

②、③

社会民主党は、すべての障がいのある人がスムーズに投票できるよう、選挙管理委員会に合理的配慮を義務付ける制度の導入を提案しています。また、手話通訳や筆談対応の強化を求めています。移動が困難な人のために郵便投票の対象拡大や電子投票の導入も検討するように求めます。

1. **所得保障のあり方について**

障害のある人の所得については、就労の機会が得にくいことや障害年金が十分でないことなどにより、日常生活を送るにも困難があり、「貧困」と言わざるをえない状況にある、などの調査結果も出されています。結果として、家族に依存せざるをえない、生活保護を受給するしかない、といった状況に置かれている方も数多くいらっしゃいます。このような状況を打開するための所得保障のあり方について、貴党の考えをお教えください。以下の選択肢から優先すべきと考える２つまでに、○をつけてお答えください（１つでもよい）。

* 1. 企業等に就労して安定した収入を得られるよう、障害者の就労支援施策を拡充すべきである。
  2. 福祉的就労の場に雇用契約を位置付け、年金とあわせて生活できる収入を保障すべきである。
  3. 障害基礎年金の増額や認定方法など、障害年金の抜本的な改革を検討すべきである。
  4. 国民生活基礎調査に基づく障害者の相対的貧困率を明らかにし、公表すべきである。
  5. 生活保護制度との関係性を整理すべきである。
  6. 家族依存を求める「扶養義務制度」そのものを検討すべきである。

●その他、お気づきのことなどあれば自由に記述してください。

◆自由民主党

選択なし。「その他」として以下のように回答

地域において自立した日常生活及び社会生活を送る上では、障害年金などの所得保障や就労支援などを組み合わせて、ご本人が希望する生活を実現できるよう支援することが重要であり、併せて、工賃向上などの収入を増やす取組を進め、障害のある方が安心して生活を送ることができるよう努めてまいります。

◆立憲民主党

①、②

福祉的就労利用者の一般就労への移行を進めるため、現行の雇用率制度に基づく一般就労の在り方にさらなる検討を加え、すでに地方自治体で導入事例のある多様な就労の場の創出や、尊厳ある生活を維持できる稼働所得の確保を目指します。

障害者雇用率制度における除外率制度の廃止に向けた取り組みを進めるとともに、雇用主が雇用率達成のみを目的として障害者雇用代行ビジネスを利用しないよう事業主に周知・指導します。

福祉的就労における低工賃問題への対応を図り、事業者への支援策の拡充を含め、安定的な就労場所の確保や一般就労への移行促進など自立可能な仕組みを構築しま す。

就労継続支援B型や地域活動支援センター等を利用している障がい者についても、労働者性が一定程度認められ、個々の実状に応じて労災や健康診断などといった労働法規が一部適用されて安心して働けるよう、障がい者の就労支援体系全体の再編も視野に検討します。

障がい者の暮らしを支える制度の拡充と障害年金の引き上げ等を検討します。

◆公明党

①、③

障がい者の所得保障を充実する上で、年金制度は重要な役割を果たしています。これまで公明党は、障がい者の就労を年金制度上評価する仕組みや、特別障害給付金の創設などを実現してきました。2019年10月からは、障害年金生活者支援給付金が実施されています

本年6月に党社会保障制度調査会として政府に提出した提言の中では、障害年金の令和６年度の認定状況を速やかに調査し適切な認定体制を整備することや、障害年金の相談体制を拡充すること、また、障害年金の在り方については、医療モデルから社会モデルに転換するなど更なる改善に向けた検討を行うこと、なども訴えました。

今後さらに、一般就労の拡大や就労継続支援を含めた障がい者の就労環境の改善等を通じて、所得保障の充実と社会参加の拡大を推進していきます。

◆日本維新の会

①、③

障害者の方も自立することが望ましく、雇用契約を前提とする障害者雇用率制度（法定雇用率）に加え、フリーランスや就労継続支援事業所等への発注額を評価する仕組みの導入等、様々な規制緩和を通じ、身体・知的・精神の 障がい種別にとらわれない障害者の就労環境の向上を推進する。自立できない障害者は社会的弱者として支援をすべきと考えている。また無年金障害者の解消が急務である。

◆国民民主党

①

既存の発想にとらわれない新たな社会参加・就労機会の場を確保します。

障がい者支援のため、優先調達の促進（就労支援施設からの自主製品の優先調達）や適正な工賃の検討を行います。障がい者に関する公的支援全般について所得制限撤廃をめざします。

◆日本共産党

②、③

すべてを選択したいところですが、あえて２つ選択しました。障害者の所得保障の二本柱は就労と障害年金です。福祉的就労の障害者から共産党のもとに、B型において月額15000円の賃金など、あまりにも低すぎるという怒り、いらだちの声が届いています。就労しているすべての障害者に雇用契約を結び最低賃金が保障されるには、基本報酬を抜本的に引き上げ、公的に補てんすることなど、雇用・就労を「骨格提言」にもとづいて具体化することが必要です。

さきの国会での年金法改正案の審議では、障害年金の抜本的改正案は含まれていませんでしたが、田村貴昭衆議員が24年度の障害年金の不支給が急増した問題について調査することを求め、障害認定基準を障害者の実態に合わせて抜本的に見直すよう倉林明子参議員が要求しました。当事者、専門家による集中した議論を今すぐ開始すべきだと迫りました。

障害者のくらしがかかっており、就労と雇用、障害年金の早急の制度の見直しを求めます。

◆れいわ新選組

②、③

れいわ新選組は、所得保障政策として「最低保障年金」を導入し、低年金、無年金者の生活を支えることを基本政策に取り入れています。

また、障害者雇用施策として、「福祉的就労（就労継続支援B型）」の場で働く障害者（利用者）の現状改善のため、障害者も健常者と同様に最低賃金を保障し、イタリアの社会的協同組合、社会的企業のような、雇用・被雇用ではない第三の働き方への国・自治体の支援を法制度化することを基本政策に取り入れています。

◆社会民主党

③、④

障がい者が家族に依存せず、自立した生活ができる社会を構築することが重要だと考えます。そのためにも、障がい者が就労で生計を立てられるよう就労支援施策の拡充が必要です。一方で、障がいの程度や年齢などで就労が厳しい障がい者や、就労していても賃金が十分でない障がい者が家族に依存せず生活ができるように、年金制度の拡充なども併せて進めるべきだと考えます。さらに障がい者の両親などの扶養者が亡くなった場合に、障害にわたって受け取れる「障がい遺族年金」の創設も検討すべきと考えます。

1. **精神障害者政策のあり方について**

障害者権利条約の日本への「総括所見」でも、長期入院や強制入院などの精神障害者医療の現実が厳しく批判され、施設入所とともに地域への移行が強く求められました。また、一般病院より少ない医師や看護師の配置を認める差別的な医療(いわゆる「精神科特例」)、入院中の身体拘束など、精神障害者の支援については多くの問題が指摘されました。また、報道による「死亡退院」などの言葉も注目され、現在の精神科医療、福祉支援のあり方には国内外で多くの課題が指摘されています。このような精神障害者施策についての貴党のお考えをお教えください。以下の選択肢から優先すべきと考える２つまでに、○をつけてお答えください（１つでもよい）。

① 自由剥奪の強制入院につながる医療保護入院や措置入院について、抜本的な検討をすべきである。

② 虐待にもつながる「精神科特例」など、精神科医療を特殊化しない医療改革を徹底すべきである。

③ 意思決定支援など支援者と信頼関係を築き、本人が自らの生き方を実現できる支援を充実すべきである。

④ 退院後の住宅や福祉サービスなど、家族に頼らなくとも地域で暮らせる支援システムを拡充すべきである。

⑤ 精神障害者に根強い差別・偏見を解消するための人権啓発のあり方について検討し、継続して実施することが求められる。

●その他、お気づきのことなどあれば自由に記述してください。

◆自由民主党

選択なし。「その他」として以下のように回答

精神障害者の方々が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、普及啓発等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めてまいります。

また、入院制度を含む精神保健医療福祉のあり方については、今後とも当事者を含む関係者のご意見を聴きつつ、検討を進めてまいります。

なお、精神科特例については、平成12 年の医療法改正に伴い既に廃止されているものと承知しています。

◆立憲民主党

①、④

精神疾患による患者やその家族への地域 生活支援の強化等を充実させ、地域で自立した生活ができるよう、病院から地域への移行を促進します。移行に必要な生活支援の在り方については、当事者とともに議論しながら検討します。また、患者の尊厳を守るため、精神科病院での身体拘束の削減を進めます。家族等が同意や不同意の意思表示をしない場合に、市町村長の同意が安易に行われ、医療保護入院が増加することのないよう、必要な措置を講じます。医療保護入院者退院支援委員会には、入院者本人及び本人の地域移行の支援者が参加することで、入院期間の更新やみなし同意による事実上の長期入院を防ぐ措置を講じます。

◆公明党

③、④

精神障がいのある人が地域で安心して自分らしく暮らせるように、医療、障がい福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。医療保護入院については、誰もが安心して信頼できる入院医療が実現されるように、入院医療を必要最小限にするための予防的取り組みの充実や、医療保護入院から任意入院への移行・退院促進に向けた制度・支援の充実、より一層の権利擁護策の充実などについて、具体的かつ実効的な方策を検討する必要があります。また、患者の同意が得られない場合の入院の在り方等に関し、課題の整理を進め、将来的な見直しについて検討していくことが必要であると考えます。

◆日本維新の会

④、⑤

精神障害者を「患者」としてではなく、社会の一員として認識することは、人権を尊重するうえで必要なことです。社会全体が精神障害者について正しい知識を持てる様啓発活動を強化します。また、 医療機関の負担を減らすことで、限られた医療資源を他の医療に振り向けることも可能になります。 ケアのメニューを充実させ、精神障害者ができるだけ社会で生活できるようなサービスの展開が必要です。とくに精神障害のある人が地域社会で暮らしていくためには、①住宅政策 ②就労政策 ③ヘルパー（介助）制度の充実 ④グループホームの増設 ⑤ ピアサポート・ピアカウンセリング等の充実 ⑥ 障害者総合支援法による計画相談体制の充実 ⑦家族負担(本人からすれば家族依存)の軽減などの実現が必要だと考えています。

◆国民民主党

⑤

大人の発達障がいへの社会全体での理解を促進するため、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の更なる実施等、国による啓発活動・指導等の強化に取り組みます。

さらに、既存の発想にとらわれない新たな社会参加・就労機会の場を確保します。

◆日本共産党

①、②

昨年、40年間にわたって精神科病院に入院させられていた伊藤時男さんが国を訴え敗訴しました。判決内容は「入院が長引いたのは伊藤さん自身の症状によるもので、入院が不服ならば審査会に申し立てができるはずだ」、などと国の責任を問わないものでした。伊藤さんのような人を二度とつくりださないために、政府は国連の勧告を受け止めて、非自発的入院は機能障害を理由とする差別であり、非自発的入院による自由の剥奪を認めるすべての法規定の廃止、を検討すべきです。精神科特例を改め、医療モデルから社会/人権モデルによる診療を位置づけ、通院、在宅ケアなどをすすめます。

◆れいわ新選組

① 、④

精神科医療改革には②③も同様に必要と考えます。

その一方で、世界に類を見ない入院患者の多さと長期入院を改善するためには、日本の精神科病院の９割が民間病院で、病床利用率を上げなければ病院経営が成り立たない構造を変える必要があると考えます。

同様に、民間病院が多いベルギーにおいて入院を減らした実績に学ぶ必要があると考えます。期間を区切って計画的に精神科病院の社会的入院者を減らすとともに、減った分の病床の入院料を一定期間国が補償し、病院スタッフの雇用を維持して地域の精神医療・保健のアウトリーチに回すなどの仕組みを設け、段階的に人的・物的資源と予算を地域サービスに回すという方法です。

◆社会民主党

①、④

障がい者本人の意思や自由を剥奪する強制入院や長期入院は著しい人権侵害であり問題です。一方で、強制入院や長期入院ではなく、また家族に依存させないで地域生活を送るためには、環境整備が急務です。公営住宅、民間アパートの借り上げ等住宅の確保や、グループホームの増設など地域生活の受け皿強化などが必要です。併せて、行政の相談支援、当事者同士のサポート、カウンセリング等、人の支えを充実し生活の安心を確保します。

1. **障害者基本法の改正について**

障害者基本法は2011年の改正の際、附則第二条で３年後の見直しを規定していますが、現在まで改正はなされていません。2014年に障害者権利条約を批准し、2022年には「総括所見（勧告)」が出され、障害施策に対してさまざまな懸念事項が指摘されています。

国内では、障害者差別解消法の制定（2013年）や情報アクセシビリティ法の制定（2022年）など、大きな進展も見られます。2024年７月には優生保護法問題をめぐる最高裁判決が出され、政府は障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画を策定しました。

障害者基本法の改正について、貴党のお考えをお教えください。以下の選択肢から優先すべきと考える２つまでに、○をつけてお答えください（１つでもよい）。

① 第一条「目的」の条文に、「障害者権利条約を踏まえて」という趣旨を盛り込むべきである。

② 二条「定義」の条文を現状に合わせて検討し、「合理的配慮」の定義を新設すべきである。

③ 第四条「差別の禁止」において、「合理的配慮の否定」が差別に該当することを明文化し、「関連差別」や女性と障害などの「複合的差別」等について明記すべきである。

④ 第五条「年金等」では、障害者の所得を障害のない人と同じ水準にする視点から、障害に関連する追加費用、無年金障害者の救済、障害者団体との協議などを加筆すべきである。

⑤ 第二十八条「選挙等における配慮」は、投票方法の明記や行政の責務などを加筆し、障害者が立候補する場合の規定を盛り込むなど、抜本的な検討が必要である。

⑥ 障害者権利条約の批准、国連の障害者権利委員会からの総括所見などを踏まえて、「障害者施策の監視」「権利侵害からの救済と制裁」「統計及び資料の収集」など、新たな条文を設けるべきである。

●その他、お気づきのことなどあれば自由に記述してください。

◆自由民主党

選択なし。「その他」として以下のように回答

障害者基本法は障害者施策全体の理念法という位置づけであり、今回選択肢に提示されている問題意識は基本的に個別法の検討の中において対応するべきものと認識しております。

総括所見も踏まえ、障害者政策委員会からの意見聴取を経て策定された第五次障害者基本計画に基づく取組を進めていくことが、まずは必要であると考えております。

◆立憲民主党

①、③

精神障がい、知的障がい、身体障がい当事者の政策決定過程への参画を推進し、ともに議論しながら障がい者政策を進め、内閣府に置かれている障害者政策委員会の機能強化な ど、障害者基本法の改正を検討します。 複合差別など女性や性的マイノリティの障がい者が直面する課題の実態調査を行い、意思決定の場への参画を進めていきます。

◆公明党

選択なし

公明党は、誰もが安心して暮らせ活躍できる共生社会を実現するため、改正障害者差別解消法に基づく、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化を踏まえた法内容の周知啓発等の取り組みの強化をはじめ、第５次障害者基本計画に盛り込まれたさまざまな障がい者施策を総合的に充実・推進します。また、必要に応じて、障がい者施策を見直しつつ、障害者基本法、障害者虐待防止法などの法制度の改正を行います。

◆日本維新の会

選択なし

障害者基本法については、不断にその運用状況を監視、検討していく必要があります。そのために貴団体をはじめとした関係者、各方面の方々の声を受け止めて参りたいと思います。今後とも忌憚のないご意見をお願いします。具体的な法改正については、国会内で各党の合意が重要と考えており、まずはその議論の場を設けることが大事だと考えています。

◆国民民主党

選択なし

精神障がい、知的障がい、身体障がいの当事者の政策決定過程への参画を実現し、ともに議論しながら障がい者政策を進めます。内閣府に設置した政策委員会の機能強化など、障害者基本法の改正を検討します。

◆日本共産党

③ 、⑥

すべて選択したいところですが、あえて２つ選択しました。2011年に障害者基本法が改正され、他の法の整備を待って障害者権利条約は批准されました。障害者基本法の改正時、附則第2条で施行後３年以降、見直すと定められましたが、３年どころか14年経過しても検討されていません。国連からの勧告を受けましたが、社会/人権モデルにもとずいた基本法の改正が必要です。差別は合理的配慮の否定を含むことを、基本法でも明確化すべきです。

障害者権利条約の前文には「ジェンダーの視点を組み込む必要がある」という記述があり、第６条ではすべての分野を横断的に網羅する「障害がある女性」についての規定があります。包括的性教育や人権教育、安定した収入など、すべての分野で障害者権利条約の基本的理念や方向性をもとに議論し、障害者基本法を改正していくべきです。その改正により、障害者の権利とジェンダー平等を強化し、社会全体で包括的な支援を提供できるようにするべきです。

◆れいわ新選組

①、③

◆社会民主党

③、④

障がいが環境や社会的障壁との相互作用によって生じることを考慮する視点を導入するべきであると考えます。障がい者団体や「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という理念を実効性のある形にするために当事者の意見を障がい者施策の決定に反映することを法律上明記するべきです。

**７．貴党の障害者政策の特徴について**

　貴党の障害者政策で、参議院議員選挙にあたり最も訴えたいことは何でしょうか。自由にお書きください。また、冊子やホームページなどで公表されている障害者政策をお教えください。

◆自由民主党

改正「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行１年を迎えたことを踏まえて、より一層の周知を図る等、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現にむけて、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」に基づき、教育・啓発などを含めた取組みを強化します。また、障害者スポーツや、障害者の芸術・文化活動の更なる推進にも取り組みつつ、必要に応じて障害者基本法改正を検討します。

障害福祉施策について、強度行動障害への対応も含め、障害者の重度化・高齢化に対応し、障害者が希望する地域での自立生活の実現・継続を支援するため、地域生活支援拠点等や基幹相談支援センターの整備促進などを進めます。また、障害福祉人材の確保に向けて、処遇改善に取り組みます。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、医療的ケア児やその家族等への支援を進めます。また、児童発達支援センターの機能強化などにより、地域における障害児支援の充実を図ります。

障害特性や就労ニーズの多様化が進む中で、精神、発達障害者等の就労支援やテレワーク等の推進を通じ、雇用の質の向上を図ります。障害者雇用と福祉の連携を強化し、 2025 年 10月から創設される就労選択支援の円滑な施行や障害者就労を支える専門人材の育成強化など、効果的で切れ目のない支援体制の構築を進めます。我が党が主導した「障害者優先調達推進法（ハート購入法）」の着実な実施に努めます。

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、意思疎通支援が必要な障害者等に対する手話その他のコミュニケーション支援の充実に努めます。併せて 、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、読書環境の整備を進めます。また、「手話に関する施策の推進に関する法律」を踏まえ、手話に関する施策を総合的に推進します。

さらに、「高次脳機能障害者支援法」の制定を目指します。

引き続き、障害のある人の自立と社会参加のための基盤整備や人材の確保を積極的に推進してまいります。

◆立憲民主党

障がいのある人のニーズを踏まえ、障がい種別や程度、年齢、性別を問わず、難病患者も含めて、家族介護だけに頼らず、障がいのない人とともに共生し、安心して地域で自立した生活ができるよう、障がい福祉サービスにおける脱施設化をはじめ仕組みづくりや基盤整備、人材育成に取り組みます。介助付き就労、通学、就労支援、グループホームなど障がい福祉サービスの充実を図ります。 移動・情報・建物・制度・まちづくり・コミュニケーションなどにおけるアクセシビリティを高め、社会的バリアを取り除き、みんなにやさしく誰もが生きやすい環境づくりを進めます。 障がい福祉等に係る公的支出の対GDP比についてOECD平均である2％の水準を目指します。

・立憲民主党2025参院選政策パンフレット <https://cdp-japan.jp/visions/election_policies>

・立憲民主党政策集2025　<https://cdp-japan.jp/visions/policies2025>

◆公明党

障がい者雇用や通勤に対する支援、安心して生きがいを持って暮らせる地域支援体制の強化、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化、障がい者の情報アクセス機会の確保、障がいのある子どもへの早期かつ適切な支援・療育やインクルーシブ教育の推進、障がい者の芸術への参加・鑑賞、スポーツ参加など、きめ細かい支援を推進します。

あわせて、我が国初開催となる2025年デフリンピック東京大会の成功に向けて、全日本ろうあ連盟や東京都と緊密に連携し、機運醸成に向けた広報・普及啓発等の認知度向上を図るとともに、強力な支援を行います。

公明党のホームページ（<https://www.komei.or.jp/content/manifesto2025/>）において、障がい者政策を含め、衆院選政策集を掲載しています。

◆日本維新の会

・分身ロボットなどのテクノロジー開発や、超短時間雇用の導入等の規制緩和を通じ、身体・知的・精神の障がい種別にとらわれない障がい者雇用率の向上を推進します。

・障がい者福祉についても、雇用契約を前提とする障がい者雇用率制度（法定雇用率）に加え、フリーランスや就労継続支援事業所等への発注額を評価する仕組みを導入する等により、多様な働き方を促進します。

・ポストコロナ時代における働き方に鑑み、健常者のみならず障がい者就労についても通所だけでなくテレワーク（在宅就労）で行えるよう、就労系福祉サービスを活用できる制度とICT 環境を整備します。

・長時間の介助を受けられる「重度訪問介護」のサービスについては、経済活動中にも利用可能にする等、重度障がい者が活躍できる環境を整備します。

・障がい者の社会参加に必要な情報アクセスやコミュニケーション手段の保障、デジタル・ディバイド（情報格差）解消のため、行政サービスを中心として情報保障の充実化を図ります。また、「手話施策推進法」に基づく施策を推進します。

・障がい児がライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、療育発達支援施設の拡充など地域における療育支援体制を構築します。など

◆国民民主党

障がい者・難病患者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、「障害者差別解消法」の実効性のある運用をめざします。障がいの有無等にかかわらず、同じ場で共に学び、働く「インクルーシブ教育・雇用」を推進します。また、障がい者福祉における公的支援全般の所得制限撤廃、手話言語法、情報コミュニケーション法の制定、重度障がい者の自立支援給付と孤立防止に向けて、安心して暮らすことができる居場所作りに取り組みます。

◆日本共産党

共産党の障害者児施策の特徴は、障害者権利条約と憲法にもとずいて、障害者児の権利として福祉・医療を保障し無料にすること、障害者児の差別をなくす立場にたっていることです。参議院選挙の基本政策では、特に子育て施策がさまざまな無償化、負担軽減化がすすめられている中で、障害児世帯の負担軽減を子育て支援策としても位置づけて、所得制限をなくして無料にすることを求めています。子どもの障害ゆえの福祉や医療の負担はまっさきになくすべきなのに、障害者自立支援法の施行以来、来年で20年になりますが、基本的な枠組みがかわらず、いまだに応益負担が続いている現状は一刻も早く変えなければなりません。

「基本合意」、障害者制度改革、「骨格提言」にもとづき、改めて障害者施施策がどうあるべきか、原点に返り、障害者総合支援法から障害者総合福祉法に変える中で、就労、すまいの問題などを見直して、「他の者との平等」が当たり前に保障される障害者児施策の実現に向けて奮闘したいと思います。

共産党のホームページより「政策」→「各分野政策」→28番「障害・難病・慢性疾病」において障害者児施策全体が書かれています。それに加えて29番「旧優生保護法」を28番から独立させているので、ご参照ください。

◆れいわ新選組

障害当事者議員3名を有するれいわ新選組は、「私たちに関することは私たちなしに何も決めるな！」を一番の基本としています。参議院選挙で障害者政策に関して訴えていることは、①誰もが人権を守られる社会へ（障害者権利条約の理念の実現、いのちの選別を許さない、脱施設・地域移行）。②子どものころから分けない、共に育ち、学ぶインクルーシブ保育・教育。③バリアフリーな社会（建物・移動・情報・心のバリアの解消）、④障害福祉サービスの年齢・地域・利用目的等での制限をなくし、地域で暮らし続けられるシームレスな制度に。

それ以外の障害者政策に関しては、れいわ新選組の基本政策をご参照ください。

<https://reiwa-shinsengumi.com/policy/#%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E3%83%BB%E5%85%B1%E7%94%9F>

◆社会民主党

障がい者権利条約の理念を反映した法整備が進めていく必要があります。障がい者権利条約の履行状況を 監視する「モニタリング機関」の設置も必要です。障がい者の生活実態を把握し、施策の策定と評価に活用 することを法律上明記すべきであり、中央障害者施策推進協議会の機能強化や関係大臣に勧告する権限を持つ委員会の設置や障がい者施策推進機関などを強化することも求めていきます